

奈良県告示第四百七十一号

昭和三十九年四月奈良県告示第一号（分任出納員への事務の委任）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

表総務部管財課に勤務する出納員の項中

- 一 総務部管財課に係る入札保証金及び契約保証金の出納及び保管を行うこと。
- 二 本庁舎に設置するコインロッカーの料金の収納を行うこと。

を
総務部管財課に係る入札保証金及び契約保証金の出納及び保管を行うこと。

に改め、同表福祉医療部医療政

策局薬務・衛生課に勤務する出納員の項中「福祉医療部医療政策局薬務・衛生課」を「福祉保険部医療政策局薬務・衛生課」に改め、同表会計局に勤務する出納員の項中「福祉医療部障害福祉課」を「福祉保険部障害福祉課」に、「福祉医療部医療・介護保険局医療保険課」を「福祉保険部医療保険課」に、「福祉医療部医療・介護保険局介護保険課」を「福祉保険部介護保険課」に、「福祉医療部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室」を「福祉保険部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室」に、「福祉医療部医療政策局病院マネジメント課」を「福祉保険部医療政策局病院マネジメント課」に、「福祉医療部医療政策局健康推進課」を「福祉保険部医療政策局健康推進課」に、「福祉医療部医療政策局疾病対策課」を「福祉保険部医療政策局疾病対策課」に、「警察本部警務部県民サービス課」を「警察本部警務部広報相談課」に改め、

- 一 施設、設備等の使用料の収納を行うこと。

同表図書館に勤務する出納員の項中

二 図書、記録その他の資料の写しの作成に要する費用の収納を行うこと。

- 一 施設、設備等の使用料の収納を行うこと。
- 二 図書、記録その他の資料の写しの作成に要する費用の収納を行うこと。
- 三 奈良県情報公開条例に基づく行政文書の開示の請求に係る手数料及び開示の実施に係る手数料並びに写しの送付に要する費用等の収納を行うこと。
- 四 個人情報情報の保護に関する法律に基づく個人情報情報の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用の収納を行うこと。
- 五 奈良県情報公開条例附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる公文書の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用等の収納を行うこと。
- 六 奈良県個人情報情報の保護に関する法律施行条例附則第三条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる個人情報情報の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用の収納を行うこと。
- 七 改正条例附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる奈良県情報公開条例に基づく行政文書の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用等の収納を行うこと。

を

に改める。

]